

平成 26 年度 合法木材供給事業者等に対する研修の実施について（案）

1 趣 旨

合法木材認定事業者が、林野庁の木材利用ポイント事業や国土交通省の地域型住宅ブランド化事業等との関連から急拡大したことを受け、合法木材供給システム全体の信頼性を確保するため、①認定団体による認定事業者の体系的な研修の実施を支援するとともに、②認定団体の責任者に対する研修（中央研修）を実施する。

2 認定事業者に対する研修の実施

各認定団体で、新規の認定事業者などを対象に体系的に研修を実施する。認定団体は、研修の全体計画を作成し、計画的に実施に取り組むこととする。

(1) 研修実施計画の作成

- ・実施時期、実施場所、対象者の選定、予算を含む計画作成

(2) 実施体制

- ・全木連との共催として実施し、実施経費の一部を予算の範囲内で全木連が負担する。
- ・地域的に複数の認定団体がある場合は、共催実施に努める。

(3) 実施内容

- ・合法木材供給に関する最近の情勢
- ・林野庁ガイドラインと合法木材供給事業の実態
- ・認定事業者の責任者の役割（証明書の発行、分別管理・帳票管理）

3 認定団体に対する研修

事業者認定の審査や団体の運営に当たる責任者等に対して、違法伐採対策と業界団体認定の重要性を認識し、認定団体による合法木材供給事業者の認定及び運営を的確に行うとともに認定事業者研修の講師として必要な知識を付与するために全木連が実施する。

(1) 研修の概要（案）

(ア) 日 時 平成 26 年 9 月 9 日（火） 13 : 00～17 : 45

(イ) 場 所 木材会館 7 階ホール

(ウ) 受講者 148 認定団体の責任者等

(2) 研修プログラム（案）

(ア) 違法伐採問題を取り巻く最近の動向 林野庁（木材貿易対策室）

(イ) 平成 26 年度事業の進め方と合法木材供給システムの現状、課題 （全木連）

(ウ) 認定団体の役割

(エ) 合法木材普及等の取り組み事例紹介

(オ) その他